令和８年

第４回市議会定例会　議案第１５号

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１２月１日提出

函館市長　大　泉　　潤

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（令和２年函館市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第４７条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第47条　指定児童発達支援事業者は，法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき，児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し，および児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため，児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち，支配性，継続性および閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第６３条中「第３４条」の後ろに「，第４７条」を加える。

第８４条および第８５条中「第３５条から第４６条まで，第４８条から第５１条まで」を「第３５条から第５１条まで」に改める。

第９７条中「第４２条から第４６条まで，第４８条から第５１条まで」を「第４２条から第５１条まで」に改める。

第１０２条中「第４４条から第４６条まで，第４８条から第５１条まで」を「第４４条から第５１条まで」に改める。

附　則

この条例は，令和８年１２月２５日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定通所支援の事業等における児童対象性暴力等の防止に関する規定を整備するため